

会 議 録

会 議 名	令和2年度第1回野田市公契約審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	(1) 令和元年度の野田市公契約条例の運用状況について (報告) (公開) (2) 令和3年度の最低額について (公開) (3) 野田市公契約条例の諸課題の現状について (公開)
日 時	令和2年12月24日 (木) 午前10時00分から午前11時20分まで
場 所	市役所高層棟8階 大会議室
出席委員氏名	島村 修二、早川 康平、戸邊 克己、森田 耕介、原 崇人
事 務 局	今村 繁 (副市長)、宮澤 一弥 (総務部長)、中村 利夫 (管財課長)、 初見 龍一 (管財課長補佐兼契約係長)、小島 繁樹 (管財課契約係主任主事)
傍 聴 者	3人
議 事	
<p>令和2年度第1回野田市公契約審議会の会議結果 (概要) は、次のとおりである。</p> <p>1 開会</p> <p>議長 ただ今から、令和2年度第1回野田市公契約審議会を開会します。事務局から、会議録作成のため、本日の会議を録音したい旨申出がありましたので、ご了承くださいようお願いします。</p> <p>会議は、委員5名の出席がありますので、野田市公契約条例第14条の6第2項の規定により会議は成立しております。</p> <p>また、3名の方から傍聴の申出があり、これを許可しましたので、ご報告します。なお、会議途中でも傍聴の希望があった場合には、会議に支障がないと判断したときは傍聴を認めたいと思いますので、委員の皆様にはご了承ください。</p> <p>次に、委嘱替えに伴い新しく委員となられた方、今年度の人事異動に伴い変更になった事務局職員について、事務局から紹介をお願いします。</p> <p><事務局から新任委員 (島村修二委員) 及び新任事務局職員 (総務部長) を紹介></p> <p>2 議事</p> <p>(1) 令和元年度の野田市公契約条例の運用状況について (報告)</p> <p>議長 それでは、議事に入ります。議事1「令和元年度の野田市公契約条例の運用状況について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p><管財課長から説明></p>	

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

A委員 昨年度、普通作業員の割合が多いことから、職種が適切かどうか確認するよう要望しましたが、その後進展があったか伺います。

また、建設キャリアアップシステムの活用について、野田市においても総合評価方式による一般競争入札の評価項目としていただきたく要望します。

管財課長 工事現場の職種の確認について、本年度は11月に工事8件の事業者に聞き取りを行い、労働者の現場での作業内容に応じた賃金が支払われていることを確認しました。令和3年度からは、事業者が労働者に対して、職種の作業内容と最低額を説明し、労働者が確認し、署名した書類を提出することにより、労働者一人一人の職種を市が確認できないか事業者とも調整したいと考えております。

建設キャリアアップシステムの関係で、技能者・事業者登録数について、一般財団法人建設業振興基金のホームページで確認したところ、本年11月30日現在で技能者ID数が全国合計で421,075、事業者ID数が全国合計で80,263でした。建設工事に従事する建設技能者が、その能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるようにする建設キャリアアップシステムの活用促進については、千葉県や近隣市の状況を踏まえ、検討したいと考えております。

A委員 昨日、公契約の学習会に参加して、講師の方とお話をしたところ、多くの自治体で普通作業員の割合が高くなっており、対策をしている自治体では書類の提出で確認しているとのことでした。一つ不安に感じることは、会社から言われてしまうと、そのまま署名してしまうと思うため、自身の作業内容を労働者本人が記入する欄を設けてもらえればと思います。また導入する時期について教えてください。

管財課長 確認書については、事業者が説明した職種を記入した上で、問題がなければ労働者に自署していただくと考えております。職種の確認については、任意の立入調査の調査項目に加えることも考えられます。いずれにしても、過度な事務負担とならないよう調整しながら検討したいと考えております。導入時期は、本決まりではありませんが、令和3年度から導入していきたいと考えております。

A委員 要望となりますが、工事の最低額に係る公共工事設計労務単価について、90%は難しくても1%ずつでも引上げを検討していただきたいと思います。

条例の対象についても、現在の予定価格4,000万円以上から引下げを行い、より多くの現場で適用していただきたいと思います。

管財課長 現在85%としている公共工事設計労務単価の適用率の引上げについては、課題の一つと認識しております。平成24年度に公共工事設計労務単価の適用率を80%から85%に引上げを行った際に、8割強の労働者に対して85%以上の適用率で支払われていることを確認した上で実施しております。支払われている率が85%以上90%未満の87人について、1%刻みで確認したところ、85%以上86%未満が51人で

58.62%、86%以上 87%未満が 11 人で 12.64%、87%以上 88%未満が 14 人で 16.09%、88%以上 89%未満が 7 人で 8.05%、89%以上 90%未満が 4 人で 4.60%となっております。86%以上の率で支払われている割合については、全体の約 71%となっております、85%に引上げを行った際に目安とした 8 割強からしますと、現段階では事業者の負担を考慮して引上げは難しいと考えております。

条例の対象範囲については、専任の担当者 1 名が処理できる業務量を想定して設定しております。条例制定当初から、条例の対象を拡大していく方針を掲げており、市の担当者及び受注者の担当者が条例に係る事務手続に慣れてきたことで、工事においては対象金額の引下げを行ってきました。条例の適用となる工事が予定価格 5,000 万円以上のときには、予定価格 4,000 万円以上から 5,000 万円未満の工事については、条例第 15 条に規定する総合評価一般競争入札等の措置として、落札者の決定をしようとするときは、当該決定に係る業務に従事する労働者の賃金評価を行ってまいりました。この賃金評価の順調な運用が図られていることを確認し、平成 27 年 4 月 1 日に条例の適用範囲を予定価格 4,000 万円以上に引下げを行いました。こういった総合評価方式による一般競争入札との兼ね合いもあるため、すぐには難しいですが、検討の必要はあると考えております。

B 委員 10 ページ 3 の適用を見送った 1 件について、去年は 2 件あったと思いますが、1 件となったのは、協議の成果なのか、又は対象となる事業者が減ったのか教えてください。

管財課長 昨年 2 件で報告したもののうち、1 件は指定管理協定において協定を更新したことにより減っており、残りの 1 件は、引き続き協議を行った結果、適用を見送ったものです。

C 委員 条例とは直接関係ないのですが、国や県の直轄工事では、快適トイレの設置、熱中症対策に資する現場管理費の補正、週休 2 日制など、現場で働いている方の就労環境の改善に係る取組が進められています。週休 2 日制を完全実施すると労務単価あるいは経費の率が変わるというような取組がなされています。野田市の取組の現状について教えてください。

管財課長 熱中症対策に資する現場管理費の補正については、国や県から通知があり、各課に周知しております。

週休 2 日制工事の関係については、野田市では、現在実施はしていませんが、今後進めていかなければならないと考えております。

C 委員 熱中症対策については、今年度の案件でも諸経費が見込まれるということでしょうか。

管財課長 そういった案件があった場合には、変更契約をするような対応になると思います。

C委員 今後、週休2日制などについても、おそらく労務単価自体が変更となるので、それを公契約条例にどう反映させていくのか検討していかなくてはならないと思うので、是非対応を考えていただきたいと思います。

D委員 先ほどのB委員の質問にも関連しますが、10ページの3の適用を見送った契約の契約期間がいつまでだったのか、また、参考で記載がある新たに協定を締結した指定管理協定等での対応については、仕様書で最低額が改定される基準について記載しているため、今後はこういった問題は、この1件が解消できれば生じないという考えでよろしいか教えてください。

管財課長 見送った1件については、令和5年1月31日までが契約期間となっております。新たに協定を締結した指定管理協定等での対応については、以前は仕様書に記載がなかったため、努力義務という形をお願いをして変更していただいておりますが、現在は仕様書に最低額が改定される基準を記載した上で、協定等を締結しているため、こういった問題は生じません。

D委員 1ページの適用件数や2ページの適用労働者数について、工事において平成30年度から大幅に下がっているのは、野田市全体として大きな事業が減っている傾向なのか教えてください。

管財課長 平成29年度以前は、耐震工事や空調設備設置工事といった従事人数が多い学校関係の建築一式工事が対象となっていました。

D委員 大きな工事が平成29年度までは立て続けにあって、それが落ち着いてきたという理解でよろしいでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

(2) 令和3年度の最低額について

議長 続きまして、議事2「令和3年度の最低額について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

D委員 例年、最低賃金が3%上がる中でいろいろ苦慮してきたところですが、今年度は、ほぼ上がっていない状況で、基本的にはそこに足並みをそろえるという考えだと思います。おそらく考え方は2つあるという気がしています。基本的には最低額を引き上げるといった目的があって野田市は取組をされていると思います。最低賃金が上が

らないから最低額も上げないという判断でよいのかということも考えないといけません、財政の問題や全体的なバランスもあるため悩ましいところです。反面、職種間の差がどんどん縮まっていて、それが良いか悪いかもあります、専門的な分野の職種はそれなりの賃金が支払われるべきであろうという判断もある中で、差が縮まることも悩ましい問題だと思います。今回は、最低賃金が上がらなかったため顕在化はしていませんが、そういった中で事務局の提案についてどう考えるかということだと思います。

B委員 野田市は公契約条例を施行しているため、ほかの自治体よりは高い水準であると思いますが、職種ごとの世間一般的な水準と比較した場合、野田市の水準はどの位置にあるのか教えてください。

管財課長 職種別賃金を導入した経緯について、業務委託では最初、清掃業務に従事している労働者の賃金を聞き取りしたところ、最低賃金ぎりぎりの金額であったことから、市労務職初任給の時給金額 829 円を設定しました。その結果、清掃業務については千葉県の最低賃金に近い水準であった賃金を引き上げることができましたが、施設の設備と機器の運転管理業務及び保守点検業務については、もともと賃金水準が最低額 829 円を上回っていたこともあり、実質的な効果が見られなかったため、職種別賃金を導入した経緯があります。職種別賃金の水準がどの位置にあるか、検証はできていません。

A委員 各職種において、最低額と同額の賃金で働いている方がどれくらいいるのか調査はされているのでしょうか。

管財課長 野田市では業務委託等において、年 2 回労働者支払賃金報告書で全ての労働者の支払賃金を確認しております。

E委員 今年特殊な 1 年で、千葉県の最低賃金もほとんど上がらず、そこに足並みをそろえることは、個人的にはやむを得ない状況だと思います。この先の議論となってくるとと思いますが、最低賃金が今後も上昇していくということは大きく変わらないと思いますので、予算上の措置はいずれにしても進めていかざるを得ないだろうと思います。令和 3 年度の最低額については、事務局案のとおりでやむを得ないと思います。

議長 ほかに御意見がなければ議事 2 「令和 3 年度の最低額について」は承認ということによろしいでしょうか。

< 異議無しの声有り >

(3) 野田市公契約条例の諸課題の現状について

議長 続きまして、議事 3 「野田市公契約条例の諸課題の現状について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

D委員 なかなか難しい問題で、論点をどこに設定するかが悩ましいと思います。職種間の差の問題もあれば、どこまで最低賃金との比較で考えるのかという問題もありますし、全国的な広がりのためにはどうしたらいいのかという視点もあります。

C委員 20ページの下から6行目に、最低額と最低賃金の差がなくなることは、職種別賃金や賃金条項型の条例の効果なくなることから、これまでの最低額の設定方法を見直す必要があると断定ぎみに記載されており、私も見直す必要があると思います。

しかし、あちらを立てればこちらが立たずといったようにバランスが取れず、最低賃金との差が縮まっていること、事業者側の意向、市の財政負担が増えることなどを考えると難しいことだと思います。

職種別賃金を設定している自治体は野田市のほか、4自治体しかなくて、しかも2種類や7種類というのが現状であり、50種類以上でバランスを取ろうと思っても現実的には難しいと思います。例えば、職種の数を減らすなどそういう方向で考えてはどうかと思います。

副市長 公契約条例については、市としても岐路に立っていると思います。制定当時と現在では大きく状況が違っております。制定当時予想できなかったことが、最低賃金法による最低賃金を国が主導して経済界へ働きかけていくというような、今年を除くここ数年の動きは全く予想していませんでした。

それからC委員からもあったように、財政についても新型コロナウイルス感染症の影響で税収が大幅に減少することが予想されます。今後数年間は、相当厳しくなると財政部門からも報告がありました。そういった事情を考慮すると職種別賃金を一律に引き上げるということは財政的には困難な状況であります。

一方で、野田市が公契約条例を制定した経緯は、根本前市長も、本来は国が整備すべきことだとずっと申し上げてきて、それでも国が動かなかったため、やらざるを得ないということで制定しました。そういった地方から動いていくということですが、現状では職種別賃金を採用している自治体は少なく、最近では最低賃金法による最低賃金を遵守するとか理念だけを掲げる自治体もあり、野田市が目指した公契約条例とは大分違ったものとなっております。職種別賃金については、これまで野田市では、ほかの自治体と余り情報交換をしてこなかったということがありますので、まずは職種別賃金を採用しているほかの自治体がどういう考えで、今後どういうふうにしようとしているのかということも調査研究したいと思っております。確かにこれだけの種類の職種をバランスよく保つことは現実的ではありません。ただ、それをなくしてしまうことも違うと思いますので、どういう形が一番良いのかということを考えていきたいと思っております。

現在、野田市として一番しなければならないと思っていることは、原点にかえって、

国への働きかけを強めていくことだと思っております。自民党本部で条例の趣旨等について説明した際に、国会議員の方には御理解いただき、積極的な発言をしていただく議員の方も多かったのですが、厚生労働省の職員は極めて消極的でした。自民党の議員の方も大変立腹されており、国の官僚は全くやる気がないことも事実です。

以前、根本前市長がサミットをやりたいと言っていたのですが、それについては、それぞれの自治体で差がありすぎて共通の提言はできないだろうということで断念しました。今後は、賃金条項型の条例を制定している自治体と連絡会等のネットワークのようなものを作りたいと思っております。その自治体で共同して国へ働きかけていくということを最優先課題で取り組んでいきたいと思っております。その中で野田市の職種別賃金等の課題についても同時に検討していきたいと考えております。

D委員 20 ページに事業者からの意見があつて、最低額を上回る賃金を支払うためベテラン職員を配置しているとか、勤務先によって賃金に差があるとか、全国が同じようになっていけばこういった問題は生じないわけで、野田市だけが突出して、なかなかほかの自治体がついてこないの、このジレンマが生じているのだと思います。副市長が言ったように、国へ訴えかけていくことは本当に大事だと思います。

職種別賃金について、率直なことを申し上げると、我々の知見として、これだけ多くの職種でこの最低額が本当に適正なのか、これらのバランスが合っているのか、逆転が起こることはそもそもおかしいことなのか、おかしくないことなのか、その判断はこの審議会では決着をつけられるのか悩ましいところだなと思っております。

例えば、全国平均又は千葉県平均どちらかはお任せしますが、職種ごとの平均賃金分かる資料をいただくと、この職種とこの職種はこれだけ賃金の差があるのだなと見えてくるような気がしますので、次回の審議会ではそういった資料もいただければと思います。

B委員 私もD委員の意見に賛成で、自分たちの水準を考えてやっていかないといけないと思っております、ただ上げれば良いというだけではないと思っております。比較できるものはもっと欲しいなと思っております。

副市長 比較できる資料については、なかなか難しいところがあり、賃金センサスが業種別となっており、公契約条例を作るときにも賃金センサスのある程度基準にしようと考えていたのですが、リンクさせることが少し難しい面がありました。ただ、次回の審議会では、賃金についての公的なものあるいは民間が出しているものでもそういった情報を提示して、公契約条例とリンクできるのかも含めて議論をしていただきたいと思います。

D委員 ほかの自治体がなかなか職種別に踏み切れない理由もそこにあるのかなという気もしています。基準をどうやって設定するのか、なかなか出しづらいというところもあると思います。この出し方の正当性をもう少しはっきりと説明できれば、ほかの自治体も、そういう形でやれるのであればと動いていくのではないかと思います。正に、広がるのが大事で、広がらないとこういった事業者からの意見が出てきます。

やはり、野田市がリーダーシップをとって、ほかの自治体の賛同を得て、各自治体で差がない状態にすることが理想だと思いますし、それが野田市が公契約条例を制定した一番の理由だと思います。その理念は私も大賛成で、その理念を進めるためにも、ほかの自治体、国も含めてどう動いてもらうかということも、すごく大事な視点なのだと思います。

また、ほかの自治体はどれくらいの水準なのか調べられるものなのでしょうか。

副市長 ほかの自治体は情報自体を持っていないと思います。ほかの自治体は基本的には申告制で、野田市のようにチェックはしておらず、それが真実かどうかということもチェックしていないところが多いので、公契約条例を制定している自治体でもなかなか難しいというのが現状だと思います。

公共職業安定所は最近の賃金の状況などはある程度把握していると思いますので、公共職業安定所と今後情報交換していきたいと思います。

B委員 公共職業安定所は、会社の方で求人を出すときもアドバイスをしてくれて、情報は持っていると思われまますので、是非進めていただきたいと思います。

D委員 令和3年度は、最低賃金が上がらなかったで、あまり顕在化はしなかったですが、一昨年ぐらいからずっとこのまま最低賃金が3%ずつ上がっていくと逆転現象が起きるのでどうするかと議論しており、今回はたまたまその問題は先送りできましたが、令和4年度るときには、また同じ問題が生じると思いますので、そこら辺をどうしていくかだと思います。

議長 この件は、継続審議ということで次回に持ち越しにしたいと思いますが、検討に必要な資料の要望がありましたら御意見をお願いします。

次回の開催はいつ頃を予定されていますか。

管財課長 年度内に開催したいと考えております。

E委員 この10年で最低賃金の急激な上昇があり、もともと賃金格差があった職種間でも、最低賃金が上がってきて横並びになってきているという事例も実際にあるのかなと思います。また、職種間でどれだけの賃金の差があることが適正かという判断は非常に難しいと思います。

あとは、どのように分かりやすく公平性を保つのかということも考えていかななくてはならないと思います。例えば、現状で1,000円を下回っているものについては、引上げを行い、1,000円を超えているものについては、いろいろな指標を参考にしながら、据え置く又は引上げ幅を小さくするというような分かりやすい目安があってもいいのかなと思います。

議長 この件は継続審議ということで、本日はこれぐらいにさせていただきたいと思いますが、できれば早めに資料を頂いて、その資料を見た上で審議できればと思いますの

でよろしくお願ひします。

3 その他

議長 続きまして、その他について、事務局からお願ひします。

<管財課長から令和2年度立入調査結果について報告>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願ひします。

<意見なし>

4 閉会

会長 ほかにないようですので、令和2年度第1回野田市公契約審議会を閉会します。